

令和2年
知立市議会3月定例会
市民福祉委員会報告

令和2年5月9日
知立市議会 議会報告会

令和2年知立市議会3月定例会 市民福祉委員会報告

【市民福祉委員会構成】

委員長：川合議員

副委員長：中島議員

委員：稲垣議員、田中議員、牛野議員、
永田議員、風間議員

【議員提出議案】

「知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する
条例」を可決

★【議員提出議案】の意義

地方分権により議会の機能は、単に執行機関の行う事務事業を監視するだけにととまらず、積極的に政策を立案・提言し、これを実行させる役割が期待されている。よって、今回の議員立案の条例改正はこの機能が発揮されたものといえる。

★「議員提案条例」の意義

日本国憲法は、地方自治の章の中で、地方公共団体に議事機関として議会を設置すると定め、首長及びその議会の議員は、住民が直接これを選挙すると定めている。首長も議会も自治体の代表機関としては対等で、相対的に独自の存在である（二元代表制）。

地方分権により議会の機能は、単に執行機関の行う事務事業を監視するだけにととまらず、積極的に政策を立案・提言し、これを実行させる役割が期待されている。よって、今回の議員立案の条例改正はこの機能が発揮されたものといえる。

【議員提出議案】

「知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を可決

★中小企業・小規模事業者政策の流れ

昭和38年「中小企業基本法」制定



平成11年「中小企業基本法」改正



平成26年「小規模企業振興基本法」制定

平成25年3月
「知立市中小企業振興基本条例」制定



令和2年3月
「知立市中小企業振興基本条例」改正

★中小企業・小規模事業者政策の流れ

「知立市中小企業振興基本条例」は、平成11年に大幅に改正された中小企業基本法の基本理念に則り、経済を根底で支える市内中小企業の多様で活力ある成長発展を図ることを目的とし、地方公共団体の責務を定めた条例。

「小規模企業基本法」は、平成26年6月に施行され中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づけられている。知立市では、小規模企業振興基本法の制定以降、市内商工団体から「知立市中小企業振興基本条例」の改正を求める声がある中で、今回、「小規模企業基本法」の趣旨に基づいた「議員提案条例」として「知立市中小企業振興基本条例」の改正に至った。

【議員提出議案】

「知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を可決

★中小企業者と小規模事業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(中小企業基本法第2条より)

★中小企業者と小規模事業者の定義

中小企業基本法では、中小企業の範囲と小規模事業者の定義を上記の表のように規定。また、中小企業基本法の中企業の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲と異なる場合がある。

この法律において、小規模事業者とは、概ね常時使用する従業員数が20人（商業※又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業主をいう。（中小企業基本法第2条第5項）

※商業とは、卸売業・小売業を指す。

【議員提出議案】

「知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する
条例」を可決

★小規模事業者数の割合

	※小規模事業者数（全体）	割合
全 国	3,048,000（3,589,000）	84.9%
愛知県	172,235（208,948）	82.4%
知立市	1,794（2,066）	86.8%

⇒社会の環境変化・地域の環境変化・小規模事業者の環境変化の中で
地域経済を支える小規模事業者へ「事業の持続的発展」の支援が必要

★小規模事業者数の割合

知立市内全企業2,066事業者の中で小規模事業者数は、
1,794事業者で全体の86.8%を占めている。（全国では、
84.9%。愛知県内は82.4%が小規模事業者）

★小規模事業振興基本法の意義

人口減少・高齢化、国内外競争の激化、地域経済の低迷
等の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方自治体、支
援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組み。
⇒中小企業基本法の基本理念「成長発展」のみならず、技
術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む「事業
の持続的発展」を小規模振興基本法では基本原則として
いる。

【議員提出議案】

「知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を可決

★中小企業振興基本条例制定から議員提案条例までの経緯

(平成24年12月定例会) 知立市中小企業振興基本条例制定の際、審議会の設置について議会から追及

(平成25年3月定例会) 議案は委員会で継続審査となり中小企業振興会議を盛り込んだ修正案が議会から提出され可決

平成26年「小規模企業振興基本法」制定後、商工団体からも条例改正を求める要望があり、行政が条例改正に取り組まない状況を鑑みて、今回、議員提案条例として取り組んだ

★中小企業振興基本条例の制定から議案提案条例までの経緯

「知立市中小企業振興基本条例」は、平成11年に大幅に改正された中小企業基本法の基本理念に則り、経済を根底で支える市内中小企業の多様で活力ある成長発展を図ることを目的とし、地方公共団体の責務を定めた条例。当初上程された平成24年12月定例会において、施策の進捗等を諮る会議体を条例に明記するよう議会から追求が入り、議案は委員会で継続審査となり、翌年3月定例会において、議会から中小企業振興会議が盛り込まれた修正案が提出され、可決した。

知立市では、小規模企業振興基本法が制定以降、中小企業振興会議や市内商工団体から「知立市中小企業振興基本条例」の改正を求める声がある中で、条例がなかなか改正されない状況だった。今回、平成26年に制定された「小規模企業基本法」の趣旨に基づいた「議員提案条例」としての修正案を議員の手作りで行った。

【議員提出議案】

「知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を可決

★知立市中小企業振興基本条例の改正内容

- ・第2条（定義）に、小企業者の定義を追加
- ・第3条（基本理念）に、小規模企業及び小企業の振興に関する基本理念を追加
- ・第4条（市の責務）に、小規模企業に対する知立市の責務を追加
- ・第5条（中小企業者の責務等）を（中小企業者の努力等）へに修正し、小規模事業者の努力規定を追加

⇒小規模企業振興基本法の趣旨に基づいた条例改正となった

★知立市中小企業振興基本条例の改正内容

知立市中小企業振興基本条例の改正点は、現在の条例に以下の条文を加えた。第2条（定義）に、小企業者の定義を追加。第3条（基本理念）に、小規模企業及び小企業の振興に関する基本理念の追加。第4条（市の責務）に、小規模企業に対する市の責務を追加。第5条（中小企業者の責務等）を（中小企業者の努力等）へ修正。同じく第5条に、小規模企業者の努力規定を追加。

これにより、様々な厳しい課題を抱えながらも、今後も地域の雇用を支え、住民のニーズにきめ細かく対応している小規模企業者及び小企業者への支援と施策の強化を推進するための条例改正に至った。

【議案第2号】

第2期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について

★【地方自治法の改正（平成23年）議決事件の拡大】

①議決事件の範囲（地方自治法第96条第1項）

- ・ 条例の改廃や予算議決、決算認定など15項目を規定
- ⇒ 地方自治法改正により、条例で議決事件が拡大指定できるようになった「議会の権限拡大・機能強化」

②議決事件拡大指定の内容・意義（同法第96条第2項）

- ・ 地方自治法改正を受け、平成25年3月議会で議決すべき事件を定める条例制定（本計画等14計画を規定）
- ⇒ 議決事件に指定することで緊張感を高めた議論・審議により、内容や制度の充実が期待できる

★地方自治法の改正（平成23年）議決事件の拡大

議会の議決権は、地方公共団体の主要な事務について団体の意思を決定する権限（地方公共団体の議会という機関の意思決定を含める見解もあり）で、議会の有する様々な権限の中で、最も基本的で、本質的なもの。

地方自治法第96条第1項に、議決事件の範囲として、特に重要な団体事務15項目（条例の改廃、予算議決、決算認定、地方税の賦課徴収、条例で定める契約の締結、財産取得、処分等）を規定し、平成23年地方自治法改正により、条例で議決事件が拡大指定できるようになり（一部除外規定あり）、議会の権限の拡大・機能強化につながっている。

また、地方自治法第96条第2項では、議決事件拡大指定の内容・意義を規定。この法改正を受け、知立市議会では、平成25年3月議会で、議決すべき事件を定める条例制定（総合計画、都市計画マスタープラン、子ども・子育て支援計画等14計画規定）。議決事件に指定することにより、緊張感を高めた議論・審議により、内容や制度の充実が期待できる。

【議案第2号】 第2期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定 について

★子ども・子育て支援政策の流れ

平成24年「子ども・子育て支援法」等「子ども・子育て関連3法」制定

平成24年「知立市子ども条例」制定



平成27年「知立市子ども・子育て支援事業計画」制定

平成28年「児童福祉法」改正



令和2年 第2期「知立市子ども・子育て支援事業計画」制定

(計画期間：令和2年度から令和6年度の5年間)

★第2期子ども・子育て支援事業計画の策定の趣旨

国の「子ども・子育て支援法」に基づき、これまで知立市で推進してきた「知立市次世代育成支援行動計画」及び前期計画を引継ぐ計画。本計画は、平成23年の地方自治法改正（69条の2項）により、知立市議会でも議決事件に追加。子ども・子育てに関する当市の施策について、議会で審議することで住民の声が反映されるとともに、執行部へのチェック機能が強化されることが期待できる。

★本計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行う。

【議案第2号】

第2期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について

★本計画の特長

- ・平成24年に制定された「知立市子ども条例」や平成28年の「児童福祉法」改正点である子どもを保護の対象から権利の主体へと法律の理念が大きく変わったことが反映された計画となった。
- ・世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加などの子育て環境の変化に合わせて32事業が追加された

★本計画の特長

①「児童福祉法」改正が反映された計画

知立市は、平成24年に「知立市子ども条例」を制定。「知立市子ども条例」では、4つの大切な権利として自分らしく生きる権利、安心して生きる権利、育つ権利、参加する権利を保障している。また、平成28年の「児童福祉法」の改正では、第1条にすべて児童は、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すると規定されている。子どもを保護の対象から権利の主体へと理念が大きく変わったことが反映された計画となった。

②子育て環境の変化に合わせた計画

世帯の小規模化、核家族化の進行や共働き世帯の増加などの子育て環境の変化に合わせて新たに、32事業を追加。また、計画策定に当たっては、今回は新たに中学生、高校生の保護者にもアンケートが行われ、子育て期全般に係るニーズの把握が行われた。

【議案第2号】

第2期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について

★本計画の基本目標

- ①子育ち・子育て支援の充実
- ②母子の健康の確保と推進
- ③職業生活と家庭生活との両立の推進
- ④子どもの権利の保障と健全育成への支援
※今回の計画から新たに追加された基本目標
- ⑤きめ細やかな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

⇒「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」という視点

★本計画の基本目標

本計画では、子育て支援について「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」という視点から基本理念である「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」に基づき、知立市の子ども・子育て支援施策充実を図るために①子育ち・子育て支援の充実（※子育「ち」とすることで子どもの主体を強調）、②母子の健康の確保と推進、③職業生活と家庭生活との両立の推進、④子どもの権利の保障と健全育成への支援（※改定で新たに追加された基本目標）、⑤きめ細やかな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実5つの基本目標を掲げる。

【議案第28号】

令和2年度一般会計予算

知立市立ひまわり園（児童発達支援センター）開設

★開設までの経緯

平成26年3月「知立市立中央保育園」閉園

市民や議会から中央保育園存続を求める意見も出され市議会などでの議論

平成27年4月「旧知立市立中央保育園」を「中央子育て支援センター」として開設

令和2年4月「中央子育て支援センター」の2階に「知立市立ひまわり園」（児童発達支援センター）を開設

市は閉園の条件として、子育て支援センターと就学前の障がい児療育施設の設置を表明。

★知立市立ひまわり園（児童発達支援センター）開設までの経緯

中央子育て支援センターの場所には、かつて知立市立中央保育園があったが、平成26年3月に閉園をした。当時、市民や議会から保育園存続を求める意見も出されていた。市議会などでの議論を経て、市は閉園の条件として、子育て支援センターと就学前の障がい児療育施設の設置を表明。平成27年4月に中央子育て支援センター開所。閉園から5年以上が経過し、令和2年4月中央子育て支援センター2階に、児童発達支援センターを開設に至った。

【議案第28号】

令和2年度一般会計予算

知立市立ひまわり園（児童発達支援センター）開設

★児童発達支援センター事業と目的



知立市立ひまわり園
(児童発達支援センター)

- ・ 目的：心身の発達に支援が必要な児童の福祉の増進を図る
- ・ 事業：知立市在住の重度の肢体不自由と重度の知的障がいとを重複して持つ、重症心身障がい者に動作指導や発達支援の他、家族の支援を行う。

★児童発達支援センター事業と目的

児童福祉法の規定されている心身の発達に支援が必要な児童の福祉の増進を図ることを目的とし、知立市在住の重度の肢体不自由と重度の知的障害とを重複してもつ、重症心身障がい児に日常生活の基本的な動作指導や、集団生活への適応訓練などの発達支援の他、相談等の家族支援を実施。保育士や看護師、作業療法士等が支援にあたる。

まとめ：議会の役割

★議会の役割とは

1. 市民のために行わなければならない公共の事業を的確に把握し、それを執行機関の施策に反映させること（一般質問）
2. 市民の多くの意思を踏まえて具体的な政策を立案し、提出すること（政策立法）
3. 市税の徴収、予算や事業の執行権、人事権など強大な権限を持っている市長の行政が、公正で効率的、かつ真に市民福祉のためになっているかどうか監視、チェックすること（議案質疑）

→「議員提案条例」、議決事件に指定することで内容等の充実が図られた「知立子ども・子育て支援事業計画」、市民や議会の声を執行機関の施策に反映させた「児童支援発達支援センターの開設」は、議会の機能が発揮されたものといえる。

★議会の役割とは

議会の役割として、1. 市民のために行わなければならない公共の事業を的確に把握し、それを執行機関の施策に反映させること（一般質問） 2. 市民の多くの意思を踏まえて具体的な政策を立案し、提出すること（政策立法） 3. 市税の徴収、予算や事業の執行権、人事権など強大な権限を持っている市長の行政が、公正で効率的、かつ真に市民福祉のためになっているかどうか監視、チェックすること（議案質疑）とされている。

即ち、地方分権により議会の機能は、単に執行機関の行う事務事業を監視するだけにととまらず、積極的に政策を立案・提言し、これを実行させる役割が期待されている。よって、今回の「議員立案の条例改正」、議決事件拡大指定することにより、内容や制度の充実が図られた「知立子ども・子育て支援計画」、市民や議会の声を執行機関の施策に反映させた「児童支援発達支援センターの開設」は、議会の機能が発揮されたものといえる。